

セーフライン運用ガイドラインの主な改定箇所

2018年9月13日

一般社団法人セーフインターネット協会

■爆発物の製造に関する変更

- ・有害情報の「違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報」の中の「爆発物の製造」に項目を追加し、「爆発物、銃砲弾又は銃砲の製造」としました。

(反映箇所：ガイドライン P.19)

セーフラインが対象とする違法有害情報

違法情報		<ul style="list-style-type: none"> ・猥褻 ・麻薬、覚醒剤、大麻などの薬物 ・指定薬物や危険ドラッグに係る未承認医薬品に該当する薬物 ・振込詐欺 ・不正アクセス ・児童のいじめに関する画像等 ・リベンジポルノに関する画像等
有害情報	違法行為を引き起こすおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報★ ・セーフラインが対象とする違法情報のうち、違法情報該当性が相当程度認められる情報 ・自殺誘引等情報
	極めて重大な問題情報として広く認知されている情報	<ul style="list-style-type: none"> ・危険ドラッグ等の販売・譲渡 ・児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報 ・遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等 ・望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等

★：この項目内に「爆発物、銃砲弾又は銃砲の製造」を追加

※各対象情報の詳細につきましてはガイドラインをご覧ください。

<http://www.safe-line.jp/>